

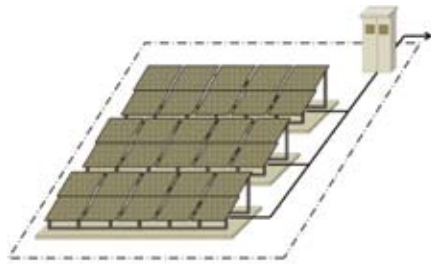
# 太陽光発電設備の設置には許可が必要です

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例 平成30年4月1日施行

平成30年4月1日から大津市内で一定の太陽光発電設備を設置（建築物の屋根等に設置するものを除く）する場合には、事前に許可が必要となりました。

## ■ 許可の対象となる事業（次のいずれかに該当するもの。ただし、屋根等に設置する場合を除く）

- 事業区域面積1,000㎡超<sup>\*1</sup>



太陽光発電設備のイメージ

- 事業区域の高低差が13m超

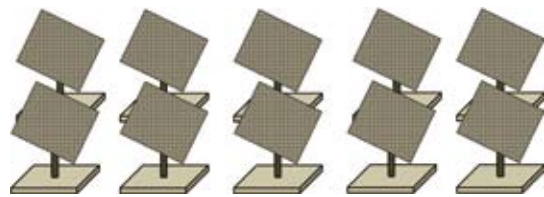


高低差

- 発電出力50kW以上<sup>\*2</sup>

特別高圧連系	
高圧連系	50kW以上
低圧連系	50kW未満

- 支柱型太陽光発電設備



支柱型太陽光発電設備のイメージ

<sup>\*1</sup> 既に太陽光発電設備を設置した土地や設置中の土地と併せて設置する場合で、その土地の面積の合計が1,000㎡を超えるものを含まず。

<sup>\*2</sup> 実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる設備も含まず。

## ■ 太陽光発電設備の設置を計画されている事業者のみなさまへ

- 許可の対象となる太陽光発電設備を設置される場合は、許可が必要です。

具体的な手続きや許可基準の内容については、市ホームページをご確認ください。

ご不明な点や相談については、未来まちづくり部開発調整課までお問い合わせください。

- 設備の設置には、他法令・条例等の手続きが必要となる場合があるので、ご注意ください。

